

令和4年8月5日開催

箕輪町農業委員会第18回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年8月5日(金) 午後3時35分から午後5時00分

2 開催場所 産業支援センターみのわ 2階研修室

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

事務局 金澤 史朗

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
- 日程第10 報告第5号 農地改良届について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 コロナやウクライナ情勢などありますが、粛々と活動していきたいと思えます。
法令遵守で活動していきます。大変ですが、引き続きよろしくをお願いいたします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い
いたします。

議 長 ただいまから第18回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、7月の経過報告をいたします。事務局願います。

事務局 7月5日（火）に第17回総会を産業支援センター2階会議室で開催しました。
農地法第3条の案件6件、第4条の案件1件、第5条の案件11件については、総
会后6日付で許可書を交付しました。

先進地視察を 7月14日(木)に実施しました。視察先は中野市でした。
農地相談を 7月15日(金) 午後6時～ 役場202会議室で実施しました。
3件の問い合わせがありました。
県農業委員会女性協議会第1回役員会が7月21日(木) 午後1時30分～長野県
第1合同庁舎で開催され、原委員にご参加いただきました。
農業委員会だより編集委員会を7月22日(金)に開催しました。
上伊那農業委員会協議会定例総会が7月26日(火)に南箕輪村防災研修センタ
ーで開催され、会長、代理、関委員、原委員が参加しました。
会議では、女性農業委員の活動発表を原委員が行いました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

15番 大槻 憲治 委員 16番 関 幹子 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。

売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田) 〇〇m²

農振地域外で売買価格は 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏

譲受人は 〇〇氏です。

2番目の案件です。

売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田) 〇〇m²

農振地域内で売買価格は 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏 譲受人は 〇〇氏です。

3番目、4番目の案件です。

交換による所有権移転の申請です。

3番目は、対象農地 三日町〇〇番〇 (田) 〇〇㎡ 農振地域内です。
譲渡人は 〇〇氏、
譲受人は 〇〇氏です。

4番目は、対象農地 福与〇〇番〇 (田) 〇〇㎡、福与〇〇番〇 (田) 〇〇㎡
合計〇〇㎡ 農振地域内です。
譲渡人は 〇〇氏、譲受人は 〇〇氏です。
3番目と4番目の農地を交換するための申請です。

5番目と6番目の案件です。
贈与による所有権移転の申請です。

5番目の対象農地は 三日町〇〇番〇 (畑) 〇〇㎡、
三日町〇〇番〇 (畑) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡
農振地域内です。

譲渡人は 〇〇氏、譲受人は 〇〇氏です。

6番目の対象農地は 三日町〇〇番〇 (畑) 〇〇㎡ 農振地域内です。
譲渡人は 〇〇氏 譲受人は 〇〇氏です。

7番目の案件です。

売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番 (田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇 (田) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番〇 (田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇番 (畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番〇 (畑) 〇〇㎡ 合計〇〇㎡

農振地域外で 売買価格は 宅地農地をあわせて〇〇万円です。

譲渡人は 〇〇氏、譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は3条許可後に一緒に買う宅地及び住宅(空き家)に移住して営農をしたいと考えています。

ブルーベリー〇〇㎡、ラズベリー〇〇㎡、水稻〇〇㎡を予定しています。

以上、7件とも農地法に定める下限面積は満たしています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番、2番案件 藤森委員。

藤森委員 1番ですが、現在、当該地は譲受人の〇〇さんが管理している状態です。
2番目は窪地ですが、譲受人の〇〇さんが買ってもらえるということになりました。

議 長 3番、4番案件 井口委員。

井口委員 事務局の説明のとおりですが、農地を交換すると自分の農地の近くになるので交換をしたとのこと。

議 長 5番、6番案件 藤澤委員。

藤澤委員 7月6日に説明を受けました。譲受人の〇〇さんが新規就農をされるため、農地を取得したいとのこと。

議 長 7番案件 小林委員。

小林委員 数か月前に行政書士から説明を受けました。
譲受人は農業の経験がなく、広い農地を譲り受けて管理ができるのかという話もありました。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

唐澤金実委員 7番案件の営農計画書の「7 農業指導について」で〇〇さんと〇〇さんという名前があるが、このあたりで農業をしている人でしょうか。

小林委員 〇〇さんは司法書士で農業はできないと思う。相談という意味合いだと思います。
〇〇さんは本格的に農業をしている方で指導は十分できると思います。

唐澤金実委員 町で新規就農者として支援ができないでしょうか。

事務局 窓口にも相談に見えました。農業経験がない方向けの制度ですと年齢要件が満たせないため、普及センターの指導を受けるよう案内しました。

大槻委員 この面積をこの人数で維持するのは不可能だと思います。農協へ相談するなど支援が必要だと思います。

唐澤稔委員 1番案件についてですが、(譲受人が所有している)全部の農地の栽培状況はどうなっているのでしょうか。

藤森委員 ほとんど田んぼは(譲受人が)やっています。

唐澤稔委員 前に今回の譲受人が農地を売った案件が何件かあったと思いますが。

藤森委員 今回の案件については、当該農地は現状譲受人が管理している状態ですので、問題はないと思います。

議 長 今回の譲受人について農地売買等で特に支障になっていることはありますか。

藤森委員 特にないと思います。

議 長 他に質問はありますか。

7番案件は今後下限面積もなくなりますし、こういった案件が増えてくる可能性もあります。こういった案件は今後賛否を取りたいと思います。

まず議案第1号の1番案件から6番案件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1番案件から6番案件までは、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして議案第1号の7番案件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号の7番案件も、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田)〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇(田)〇〇㎡
合計 〇〇㎡です。

2種農地で売買価格は造成費込で 坪〇〇円です。
譲受人は町内アパートに住む〇〇氏、〇〇氏、
譲渡人は 〇〇氏です。
こちらの農地は令和4年6月7日農振除外となっています。

2番目の案件です。売買での所有権移転による宅地分譲の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田)〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇(田)〇〇㎡、
中箕輪〇〇番〇(田)〇〇㎡、中箕輪〇〇番〇(田)〇〇㎡、
合計 〇〇㎡です。

3種農地で、売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は 〇〇株式会社
譲渡人は 〇〇氏です。
計画区画数は 〇〇㎡~〇〇㎡の区画 全7戸です。

3番目の案件です。賃貸借による駐車場用地の申請
対象農地は 東箕輪〇〇番〇(畑) 〇〇㎡
2種農地で賃貸借料は月額〇〇円です。
借受人は 〇〇 合同会社〇〇、
貸付人は 〇〇氏です。
借受人は現在辰野町で運送業を営んでいます。
車の台数が増え駐車場が必要となったため本申請をするものです。

4番目の案件です。こちらは8月1日付で申請者から取り下げ依頼がありました。

5番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田) 〇〇㎡ 2種農地です。
借受人は 〇〇氏 貸受人は 〇〇氏です。
借受人は義父の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えており、
本申請をするものです。

こちらの農地は令和4年6月7日農振除外となっています。

6番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。

借受人は 町内アパートに住む 〇〇氏、

貸付人は 〇〇氏です。

借受人は父の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えており、本申請をするものです。当該地の一部には現在、家が建てられていますが、過去に許可がされていなかったものと思われます。この部分も含め今回申請を行います。

7番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請

対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡

3種農地で売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、〇〇氏

譲渡人は 〇〇氏 です。

本件は7月5日総会にて協議し、7月6日付で許可を出しました。

譲受人に〇〇氏を入れ、お二人の名前で変更申請を行うものです。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件 倉田委員。

倉田委員 7月19日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 2番案件 藤森委員。

藤森委員 7月12日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 3番案件は 私鈴木から説明します
7月12日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

4番案件は取り下げです。

5番、6番案件 藤田委員。

藤田委員 5番案件は、7月12日に説明を受けました。

6番案件は、説明をうけましたが、事務局の説明をもう一度お願いします。

事務局 資料の52ページの図ですが、同じ筆の中に母屋や車庫など既存建物があります。こちらは昔に建てられた建物でこれを建てた際には転用許可がとられていなかったと思われます。今回、新しい建物を建てるにあたり、同じ敷地内にある過去の建物も含めて転用許可を取るものです。

議長 7番案件は申請者のみの変更で7月総会にて説明済ですので割愛します。

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

唐澤稔委員 2番案件ですが、建売住宅でなくて分譲が良いのですか。

事務局 基本、宅地分譲はできないのですが、いくつか例外がありまして、用途地域内は宅地分譲ができることとなっています。
また平成31年度から一定の条件を満たし、特定条件付土地の転用と認められれば、用途地域内でなくても実質宅地分譲のような運用が可能となっています。

議長 質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
59ページは、総括表となります。

田 734㎡ 畑 76,294㎡ 合計77,028㎡です。
60ページからは、借り手の状況となります。
63ページからは、貸し手の状況となります。
始期は令和4年8月9日、終期は 令和14年12月31日となります。
それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に
よる農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について説明いたします。
68ページは、総括表となります。
田 8,681㎡ 畑 23,787㎡ 合計 32,468㎡
69ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案とおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
78ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。9件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
82ページをお開きください。相続により農地を取得しました届出の受付分になります。全部で7件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出に

ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明します。
87ページは総括表です。今月は1件です。
88ページからが位置図です。90ページが配置図ですが、ハウス内に91ページの写真のような作業者の休憩所を設置します。面積は25㎡です。
報告第3号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

藤田委員 22日に申請者から内容説明を受けたので報告します。問題ありません。

議長 その他よろしいでしょうか。それでは報告第3号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。93ページは総括表です。今月は公社からの売買のみとなります。
94ページは公社からの売買の内訳です。〇〇さんへの売買1件です。
報告第4号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第5号 農地改良届について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号 農地改良届について ご説明いたします。
96ページが位置図です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇（畑）〇〇㎡、中箕輪〇〇番地〇（田）〇〇㎡
合計〇〇㎡です。

申請者は ○○氏です。

こちらは7月総会で協議し、3条許可をした農地です。

ぶどう棚の有効面積拡張のため、○○番〇と○○番〇の境界の一部を切土します。

改良面積は約60㎡です。改良予定図は98ページからをご覧ください。

報告第5号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第5号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

金澤委員 申請者は、東京から来て農業をするとのことでしたが、縁があつてきたのか、
など今後の参考に教えてほしいのですが。

唐澤稔委員 この農地についてはインターネットにのっていて、申請者が見つけたようです。

議 長 発言がないようですので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

15 番

16 番
